

2 労働組合をつくるには

- いつでも自由に結成できます。
- 労働組合をつくることは難しくありません。

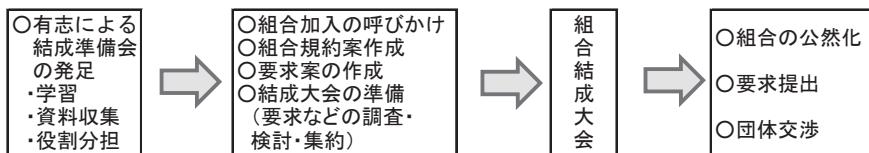
労働組合はいつでも自由に結成できる

労働組合は、労働者が2人以上集まればいつでも自由に結成することができます。役所などに届け出る必要もなければ、使用者の承認を受ける必要もありません。自主的に結成され、民主的な組合規約を備えていなければよいのです。労働組合の結成やその活動は憲法により労働基本権として保障され、さらに労組法によって保護されています。しかし、これらの権利は、労働者が実際に主張し行使しなければ役に立ちません。

労働組合を作るのは難しいと考えている方がいるかもしれません、結成そのものは易しいことです。問題はどのような目的で結成するかということと、どのように運営していくのかということです。

組合結成の手順

ここで、一般的な組合結成の例を紹介してみましょう。



* 常にこのような順序で進められると限ではありません。これらの活動が並行したり、順序が逆転したりする場合もあります。

組合結成のきっかけ

組合結成の多くは、職場のさまざまな問題をきっかけに行われています。例えば、

- 賃金決定の仕組みや手当の支給基準が不明確で、昇給も社長の一存で決まる。
- 労働時間が長く、忙しくなると残業の連続になる。しかも、残業手当がきちんと支払われない。
- 年次有給休暇がない。ボーナスがない。退職金制度がない。
- 人事の評価基準がはっきりせず、正当な評価がなされない。
- 社長が従業員を怒鳴りつけるなどのハラスマントがあり、感情的対立からの解雇や配転が多い。
- リストラのために、賃金引下げや退職強要がされている。
- 36協定の締結や就業規則の変更など、使用者との労使協定締結や労働者の意見表明に際し、過半数労組若しくは従業員過半数代表として、職場の状況や意見をしっかりと反映させたい。

こうした職場の不満・不安を解消するために団結し活動することは「労働者の権利」です。そして、このような要求を掲げて結成された組合の多くが、労働組合結成後の改善点として、「労使の意思疎通がよくなった」「賃金が上がった」「休暇が取りやすくなった」などを挙げています。